

榊澤清司に対する改善指導内容

- 1 登録認定機関である特定非営利活動法人有機農業推進協会より使用できる旨の説明を受け、平成16年9月1日から平成19年6月1日までの間に、一部の有機認定ほ場に有機農産物の日本農林規格で使用が認められている肥料及び生産資材ではない化学的処理がされた蛋白質加水分解物を施肥し、このほ場で収穫された農産物を少なくとも平成19年4月9日から同年4月30日の間にホウレンソウ36kg、平成19年5月16日から同年6月22日までの間にスクマウイキ47.25kg、平成19年11月28日から平成20年1月20日までの間にみず菜137.2kgを有機JASマークを付して有機農産物と表示し販売したこと。

このことは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）法第14条第2項に違反するものである。

- 2 このような事態を引き起こした主たる原因の一つに、JAS規格適合資材の使用については、有機認定業者自らの判断が原則にもかかわらず、それを怠り、登録認定機関である特定非営利活動法人有機農業推進協会に判断を任せたことに不備があったと考えざるを得ないことから、認識を改め、原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、JAS法に基づく表示制度の啓発を行うとともに、再発防止対策を実施すること。
- 4 2から3に基づき講じた措置について、平成21年9月1日（火）までに農林水産省消費・安全局表示・規格課長あて提出すること。